

まずは、何の税が優遇されるのかを理解する

所得税、相続税、贈与税、どの税の優遇制度かを整理する

金融調査部 研究員 是枝 俊悟

NISA、確定拠出年金(DC)、財形制度、教育資金の一括贈与非課税制度など、個人投資家の資産形成を応援する優遇税制はたくさんあります。それぞれの制度については何となく知っていても、各制度をどのように併用・使い分けをしていけばよいのかまで考えることは難しいものです。このシリーズでは、個人投資家の視点に立って、複数の制度を横断的に比較分析し、各制度の活用法を徹底研究します。

第1回は、まず個人向けの優遇税制について「何の税が優遇される制度なのか」をマッピングし、投資優遇税制の全体像をとらえます。

はじめに

我が国には、個人投資家の資産形成を応援する、たくさんの優遇税制があります。これらを賢く使って、住宅取得のため、結婚費用のため、子どもの教育費のため、老後の生活を安定させるためなどに資産を積み上げていくことが家計にとって重要なことです。

しかし、NISA、確定拠出年金(DC)、財形制度、教育資金一括贈与非課税制度など、個々の制度については、何となく知っていても、他の制度も含めて考えたとき、各制度をどのように併用・使い分けをしていけばいいのかまでを考えるのは難しいものです。

このシリーズ「徹底活用！投資優遇税制」では、個人投資家の視点に立って、複数の制度を横断的に比較分析し、各制度の活用法を徹底研究します。このシリーズが、個人投資家がどのように資産運用をしていくか、証券会社、銀行、保険会社等の金融機関に勤める人やFPなどが個人投資家にどのようなアドバイスをしていくかの手がかりになれば幸いです。

第1回では、まず個人向けの優遇税制について「何の税が優遇される制度なのか」をマッピングし、投資優遇税制の全体像をとらえます。次回以降は、第1部でこの制度はどのような場合に利用すべきか「制度→利用局面」の分析を、第2部ではこのケースではどの制度を利用すべきか「利用局面→制度」の分析を、双方向に進めていきます。

1. 何の税が優遇される制度なのか？

個人向けの投資優遇税制について、「何の税が優遇される制度なのか」を、優遇される税制と、資金使途・使用時期の制限の有無の別でマッピングしてみたものが次の図表です。

優遇税制については、国がそれぞれの目的をもって制度設計しているため、その目的に沿う活用を促すために、資金使途や使用時期に制限をかけているものも多くあるのです。

個人向けの主な投資優遇税制のマッピング（未施行の制度も含む）

	資金使途・使用時期 に制限あり	資金使途・使用時期に制 限なし
所得税（運用益） の非課税制度	ジュニアNISA 確定拠出年金 財形年金貯蓄 財形住宅貯蓄	NISA マル優・特別マル優（利子のみ）
	生命保険（一時所得として年50万円まで非課税＋1/2課税）	
所得税（拠出時）の税制 優遇	確定拠出年金 ^(注)	
	生命保険（生命保険料控除）	
贈与税の非課税制度	住宅取得等資金の 贈与税非課税制度 教育資金の 一括贈与非課税制度 結婚・子育て資金の 一括贈与非課税制度	基礎控除の範囲内の 暦年贈与
相続税の非課税制度		生命保険（死亡保険金の非課税枠）

(注)確定拠出年金は原則として、拠出時は非課税ですが給付時は課税です。詳細は次回以降で後述します。
(出所)大和総研作成

2. 所得税（運用益）の非課税制度

まずは、所得税（運用益）が非課税になる制度です。これは資金使途・使用時期に制限がある制度とない制度に大きく分けられます。

資金使途・使用時期に制約があるものとしては、確定拠出年金、財形年金貯蓄、財形住宅貯蓄が挙げられます。2016年4月から運用がスタートするジュニアNISAもこのグループに入ります。

財形年金貯蓄・財形住宅貯蓄は要件外で引き出そうとすると過去5年間の利益に遡及課税が行われます。ジュニアNISAについては制度利用開始時からのすべての利益に遡及課税が行われます。確定拠出年金についてはもっと制約が厳しく、一度拠出した資金は原則として60歳にな

るまで引き出せなくなります（課税されてもいいから引き出す、という選択肢はありません）。

資金使途・使用時期に制約がないものとしては、NISA、マル優・特別マル優があります。

生命保険は、その第一義的機能としては、被保険者の死亡時に備えるためのものですが、被保険者が保険の満期まで生存している場合に支払われる満期保険金や、途中解約した際に支払われる解約返戻金に着目して、資産形成・資産運用を行うこともできます（ただし、もちろん生命保険としての機能もあるので掛け捨ての要素もあります）。

生命保険の解約返戻金や満期保険金を**保険料を支払った契約者本人が受け取る場合**、原則として差益部分が一時所得として課税されますが、一時所得には年50万円の特別控除がありますので、これを運用益の非課税制度と捉えることもできます（50万円控除後の差益については1/2が課税対象になります）。商品によっては5年以内に解約するとこの一時所得としての課税扱いとならない（金融類似商品として源泉分離課税になる）場合があります。このため、生命保険は資金使途・使用時期に制約があるともないともどちらともいえませんので、その中間に分類しています。

3. 所得税（拠出時）の税制優遇

拠出時に所得税の優遇が受けられる制度もあります。これには、確定拠出年金制度と生命保険（生命保険料控除）があります。

個人型確定拠出年金への掛金や、企業型確定拠出年金における従業員の掛金は小規模企業共済等掛金控除として、全額所得控除されます。すなわち、運用の成果にかかわらず掛金を拠出した時点で所得税（と住民税）が軽減されます。

もともと、確定拠出年金からの給付時には原則として所得税（と住民税）が課税されることになります。このため、確定拠出年金への拠出が税制上有利であるか否かは、厳密には拠出時および運用時に軽減される税額と給付時に課税される税額を比較検討しなければなりません。ただし、現行の税制を前提とするならば、ほとんどのケースにおいて拠出時および運用時に軽減される税額の方が大きくなります（詳細については、第4回で後述します）。

生命保険の保険料を支払った場合、所得税と住民税で生命保険料控除という所得控除が受けられます。いくら所得控除を受けられるかは所得税と住民税では異なり、全額控除できるとは限りませんが、生命保険料控除も拠出時の税制優遇制度と位置付けてよいでしょう（詳細については、第6回で後述します）。

4. 贈与税の非課税制度

贈与税の非課税制度としては、住宅取得等資金の贈与税非課税制度、教育資金一括贈与非課税制度、結婚・子育て資金一括贈与非課税制度の3種類があります。これらは住宅取得等資金、

教育資金、結婚・子育て資金という名称から明らかなように資金の用途に制約があり、かつ使用時期にも制約があります。これらの3制度はあくまで贈与税の非課税制度であり、贈与された資金に関する運用益の所得税については非課税とならない点にはご注意ください(これらについては、第7回で後述します)。

このほか、そもそも贈与税には基礎控除があり、贈与を受ける人1人あたり年間110万円までの贈与であれば贈与税は非課税です。基礎控除については、贈与された資金の用途は問われません。

5. 相続税の非課税制度

金融商品に係る相続税の非課税制度としては、死亡保険金の非課税枠があります。被保険者の死亡に伴いその相続人が死亡保険金を受け取る場合、その死亡保険金は相続税の計算上は相続財産として扱われます。ただし、死亡保険金には法定相続人1人あたり500万円の非課税枠がありますので、その分だけ相続税の課税対象となる金額は圧縮されることになります。

(次回は、第1部①NISAについて)

以上